

5. PCB 廃棄物処理に向けた取組について

（１）地方公共団体の役割について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 処理特措法）に基づき、事業エリア毎に処理期限が定められている（令和 5 年 3 月末をもって、全事業エリアにおける処分期間は終了した。現在は、令和 4 年 5 月に改定した PCB 処理基本計画に基づき、事業終了準備期間中を活用して処理を実施しているところ。）【参考 1】。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先して、その保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められることから、各都道府県・政令市におかれても、より一層積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれては、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

（２）PCB 廃棄物に係る留意事項について

① 高濃度 PCB 廃棄物について

高濃度 PCB 廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCO での着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市による保管事業者への指導徹底が極めて重要である。各都道府県・政令市においては、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら、未だ自ら処分又は処分を委託していない保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

また、公共施設における業務用・施設用照明器具の PCB が使用された安定器については、平成 12 年 12 月 13 日付け「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第 1798 号）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところである。PCB が使用された安定器が過去の調査では確認されず、未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改

めて必要な確認をお願いしたい。

令和4年5月には、処理施設立地自治体にご理解頂いた上で、PCB 廃棄物処理基本計画を改定し、①高濃度 PCB 廃棄物については、事業終了への準備期間である事業終了準備期間も活用し処理を行うこと、②北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、JESCO 大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとした。

JESCO 大阪事業所及び豊田事業所での広域処理については、それぞれに設定された集中搬入期間においてその処理が進められている。JESCO 大阪事業所においては、令和4年10月から12月まで、JESCO 豊田事業所においては、令和5年1月から3月までに設定していた初回の集中搬入期間が既に終了したところ、一部に当該期間で搬入が完了しなかった期限後物及び当該期間終了後に発見された期限後物の存在が明らかとなっている。令和5年度においても、期限後物について、少なくとも1回の集中搬入期間を設定する予定であるが、各都道府県・政令市におかれては、期限後物の保管事業者に対して、次回の集中搬入期間までの間は、適正な保管をいただきつつ、次回の集中搬入期間において JESCO での処理が行われるよう周知をお願いする。

各都道府県・政令市におかれては、事業終了準備期間を活用した処理体制が実施されている間において、確実かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物が処理されるよう、管内の高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者への指導及び関係者への適切な助言の徹底について、改めてお願い申し上げます。

② 低濃度 PCB 廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業所数は令和5年5月末現在で 33 事業者となっている【参考2】。また、PCB 汚染物（PCB 濃度 0.5%～10%）の処理体制について、無害化処理の認定申請のあった事業者の追加審査等を経た上で新たに認定を行い、令和2年4月以降に対象拡大した PCB 汚染物の受入を開始している。各都道府県・政令市においては、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対して、無害化処理認定事業者における処理についての周知をお願いしたい。

また、基本計画において、無害化处理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保している。各都道府県・政令市においても、PCB 廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手續・審査といった必要な対応をお願いしたい。

低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準については、一部不明確であったことから、都道府県・政令市の判断が分かれることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となっていた。そのため、「低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準について（通知）」（平成 31 年 3 月 28 日付け環循規発第 1903283 号・環循施発第 1903281 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）を発出した。その際、分析方法の一部検出下限値の設定等について検討するとしていたが、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）」を取りまとめることに至ったため、改めて令和 2 年 10 月 12 日付けで同件名通知（環循規発第 2010121 号・環循施発第 2010121 号）を発出した。

PCB を含有した塗料についても、PCB 特別措置法において保管・所有事業者に対する処分期間内の処分が義務づけられている。平成 30 年 11 月末より調査が開始しているところ、未確認の対象施設について引き続き調査に努めていただきたい。

また、環境省においては、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間内（令和 8 年度末）の処分委託の確実な達成に向けて、その保管者の裾野の広さに鑑み、自治体の協力を得ながら、業界団体主導で保管事業者自ら実態調査を実施いただけるよう、昨年「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成し、関係省庁と連携して業界団体への周知や事業者向けの現地説明会等でその活用促進に努めてきている。

当該手引きの活用促進による調査・分析結果や PCB 特措法届出情報の分析、業界団体等への処理に向けた取組状況に関するヒアリング等も踏まえ、使用中の機器等の交換や廃止、保管中のものの分析や廃棄など、処分委託契約の促進について、引き続き検討を進めていく。

低濃度 PCB 廃棄物処理に係るチラシ・パンフレットも作成しているところ、必要に応じてこれらを活用いただきながら、低濃度 PCB 廃棄物及び当該手引きの事業者への周知をお願いしたい。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業について

参考 1

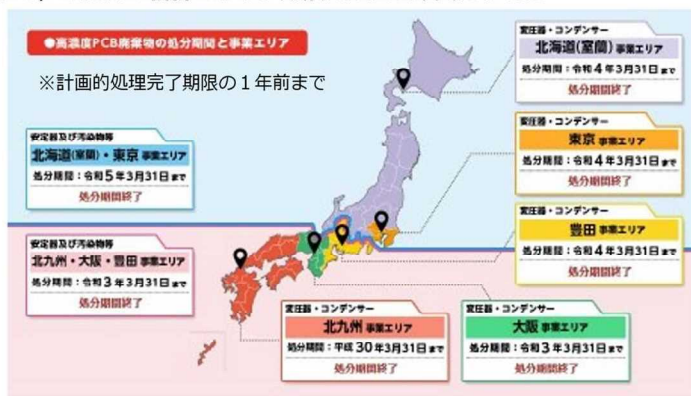
PCB は人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくい材料のため、環境中に残留していることが知られている。

歴史と課題

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量累計約5.4万トン）
 - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（9戦39敗）
 - 処理の停滞・保管の長期化
 - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）
 - 漏洩等による環境リスクの増加
- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、平成16年～平成25年にかけて順次設置。
- 平成26年 各施設の処理期限（当初は平成28年7月）を延長。再延長は無いこと等を約束。
- 平成28年 PCB特措法改正。
 - 処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。

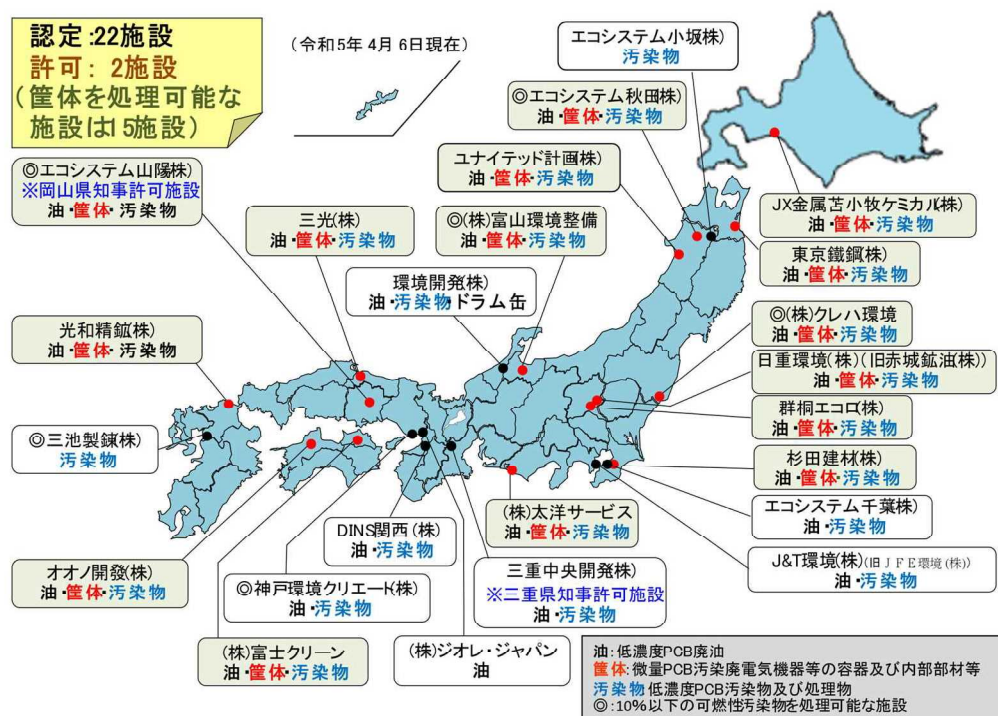
現在

- 令和3年9月 北九州市、大阪市、豊田市、北海道へ処理継続等の要請を実施。
- 令和4年4月までに要請受入の回答を受領。
- 令和4年5月 処理継続等、PCB廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定。
 - 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用した処理を明記。
 - 事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施。



(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》

参考 2



1

(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》

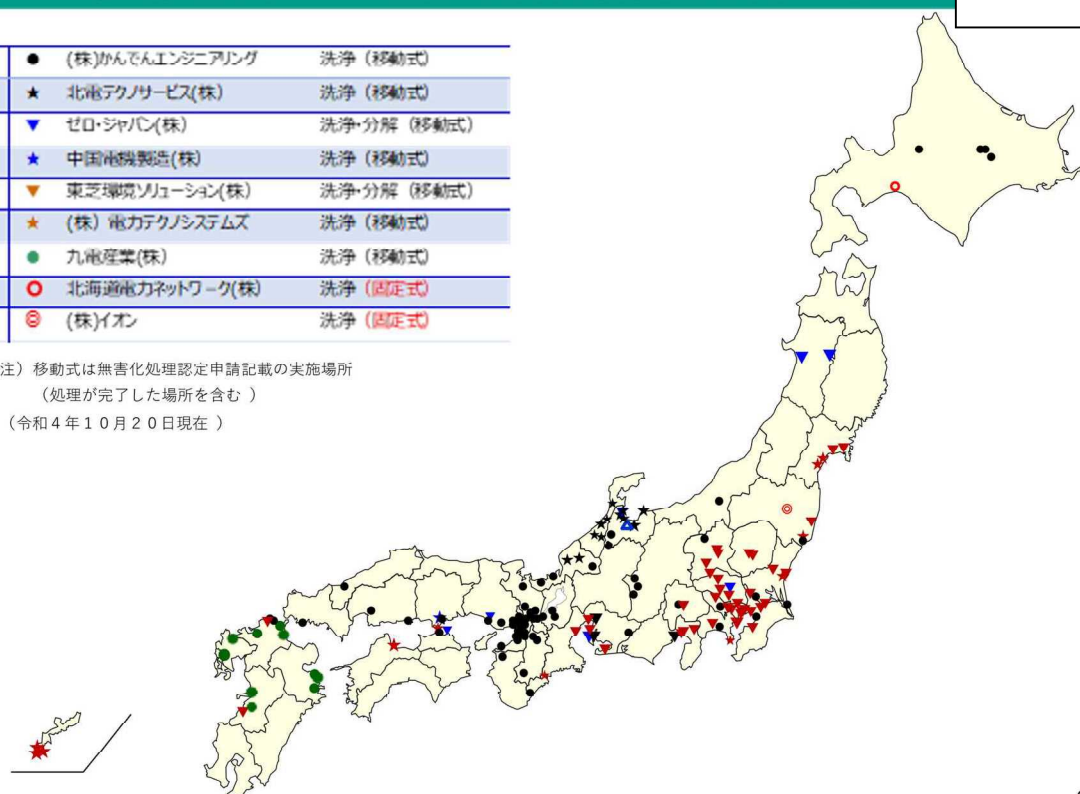
参考 3

1	● (株)かんてんエンジニアリング	洗浄 (移動式)
2	★ 北電テクノサービス(株)	洗浄 (移動式)
3	▼ ゼロ・ジャパン(株)	洗浄・分解 (移動式)
4	★ 中国電機製造(株)	洗浄 (移動式)
5	▼ 東芝環境ソリューション(株)	洗浄・分解 (移動式)
6	★ (株)電力テクノシステムズ	洗浄 (移動式)
7	● 九電産業(株)	洗浄 (移動式)
8	○ 北海道電力ネットワーク(株)	洗浄 (固定式)
9	◎ (株)イオン	洗浄 (固定式)

注) 移動式は無害化処理認定申請記載の実施場所

(処理が完了した場所を含む)

(令和4年10月20日現在)



2

（３）保管事業者等に対する指導、行政処分及び代執行について

令和５年３月に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について」事務連絡を発出したとおり、高濃度PCB廃棄物の処理については、既に全事業エリアにおける処分期間は終了したが、現在においても高濃度PCB廃棄物の存在が新規に発覚する事例が報告されている。

令和４年５月31日にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、事業終了準備期間を活用した処理体制等の実施について明記したところだが、こうした処理体制が実施されている間において、確実かつ適正に高濃度PCB廃棄物が処分されるよう、管内の高濃度PCB廃棄物の保管事業者への指導及び関係者への適切な助言の徹底について、改めてお願い申し上げる。

各都道府県市におかれては、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処分に向け、引き続き御対応をいただくようお願い申し上げます。

（４）その他の早期処理促進策

① PCB 廃棄物処理基金について

PCB 廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管している PCB 廃棄物における計画的処理完了期限内の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処理費用の 70%軽減措置が行われている。また、破産している法人及び PCB 廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）並びに PCB 特措法上の保管事業者には該当しない者については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいること等に鑑み、処理費用の 95%軽減措置を行うこととしている。一方で、前述のとおり当該基金は、計画的処理完了期限内の処理の推進の観点から措置が拡充されてきたものであるが、確実かつ適正な処理を促進する観点から、計画的処理完了期限後の事業終了準備期間中においても、国からの国庫補助金においては引き続きその処理に要する費用（処分費用に限る。）の 44%軽減措置を行うこととした。【参考４】

各都道府県・政令市におかれては中小企業者等に対し、PCB 廃棄物の処理費用の軽減に

関する周知を行っていただくよう引き続きお願いする。

② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成 29 年度から高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託までの保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分に係る費用（JESCO の 70%補助分は除く。）等の PCB 廃棄物処理に必要な長期運転資金である。【参考 5】

各都道府県・政令市におかれては、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ 低濃度 PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業

環境省では、昨年度まで PCB 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的として高濃度 PCB 使用照明器具の LED 照明への交換・調査の補助事業を実施してきたところ。当該事業の後継事業として、今年度は低濃度 PCB に汚染された疑いのある変圧器を対象に、その PCB 汚染有無の分析及び高効率化変圧器への交換における補助事業を実施予定（対象：全国エリア）。近日中に当該事業の正式な案内及び申請受付を実施させて頂く予定。当該事業は次年度も実施に向けて予算要求を予定しており、当該制度の活用促進及び低濃度 PCB 早期処理のため、正式な事業開始案内後には都道府県・政令市におかれても積極的な周知をお願いする。

④ PCB 廃棄物の早期処理に向けた普及啓発

環境省では、PCB 廃棄物の適正処理推進に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイトの開設・運営を行っているほか、今後、パンフレットの作成・配布、今後処分期間を迎える地域でのテレビ CM の放映等を行う予定であり、PCB 廃棄物早期処理推進に当たり積極的に活用いただきたい。また、PCB 廃棄物の更なる処理推進に向けて、各都道府県・政令市においても保管事業者等への普及啓発等を実施いただくようお願いする。

<参考資料>

- ・環境省 PCB 廃棄物関連ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイト

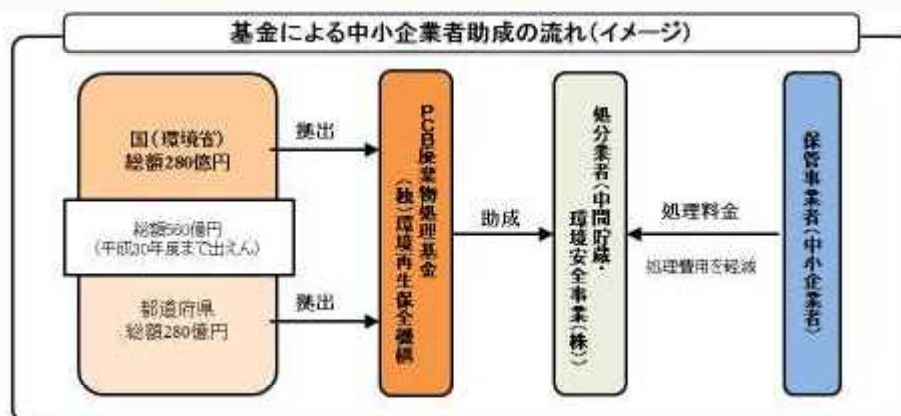
<https://pcb-soukishori.env.go.jp/>

中小企業者等の負担軽減措置

参考 4

- ・中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出している。
- ・**収集運搬等及び処分に要する費用について、中小企業者等に対しては70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人※については95%を軽減。**

※事業を廃止して個人で保有している者等、個人事業主は除く。



日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

参考 5

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



6. バーゼル法について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992 年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約は、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の 1992 年に制定され、30 年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するために、平成 29 年に法改正が行われ、平成 30 年 10 月 1 日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年に開催された、第 14 回バーゼル条約締約国会議において、リサイクルに適さないプラスチックの廃棄物を条約の規制対象とする決定がなされ、改正附属書が令和 3 年 1 月 1 日に発効し、これ以降、プラスチックの廃棄物の輸出入が国際的に規制されることとなった。

さらに、令和四年度に開催された、第 15 回バーゼル条約締約国会議において、これまで規制対象であった有害な電気・電子機器廃棄物(e-waste)に加えて、非有害な e-waste についても条約の規制対象とする決定がなされた。改正附属書は令和 7 年 1 月 1 日に発効する。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、プラスチックの廃棄物に関する当該附属書の改正についてはバーゼル法省令改正（令和 3 年 1 月 1 日施行）及び規制対象の該非判断基準策定（令和 2 年 10 月 1 日公表）により対応した。e-waste に係る改正についても今後対応を実施する予定。

(2) バーゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、各都道府県・政令市においては、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対応をお願いしたい。また、排出事業者及び処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、都道府県・政令市において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で合同立入りや指導等の協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止に当たっては、平成 29 年の廃棄物処理法改正において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから、密な情報共有・連携をお願いする。また、令和 3 年 1 月 1 日からプラスチックが新たにバーゼル条約の規制対象に追加されたことの影響についても注視していただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

平成 29 年のバーゼル法改正によって新設された「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となっている。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いしたい。

③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」を毎年度行っており、令和 5 年度も全国での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、環境省ウェブサイトにおいて周知することとしている。

各都道府県・政令市においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に

活用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き御協力をお願いしたい。

7. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

(1) 外国政府による廃棄物の輸入規制について

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 800 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 140 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度に低下し、バーゼル条約改正附属書発効後の令和 3 年の輸出量は約 60 万トン程度、令和 4 年の輸出量は約 55 万トン程度であった。国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、平成 30 年時点で、国内の廃棄物処理施設がひっ迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じるとの声が産業廃棄物処理業者から寄せられていた。

(2) 廃棄物輸入規制等を受けた国内の状況

令和 5 年 6 月 23 日に公表した第 7 回目の「国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果」では、自治体からの回答により、令和 2 年 11 月末以降、令和 4 年 10 月末時点において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類の不法投棄事案（投棄量 10t 以上）は、確認されなかったが、保管上限の超過による保管基準違反が 13 件確認された。また、産業廃棄物処理業者からの回答により、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処理施設の、稼働率、保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、大きく低下していたが、その後上昇し、令和 4 年 10 月末時点では、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認された。廃プラスチック類処理施設の処理量、稼働率、保管率の変化次第では、今後も廃プラスチック類の適正処理に支障が生じる、あるいは廃プラスチック類の不適正処理事案が発生する可能性は否定できないため、今後も状況を注視していくことが必要である。

なお、バーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向等も踏まえながら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実

態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていくので、御協力をお願いしたい。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたところであり、令和3年度に大幅に拡充されたプラスチック高度リサイクル設備等の導入に対する補助事業も活用しつつ、包括的にプラスチック資源循環体制を強化していくこととしている。各都道府県・政令市においては、プラスチックの資源循環の促進に向けた施策への御理解・御協力をお願いする。

(3) これまでの対応状況

① 「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」の発出

(1) に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付けで「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（環循適発第1905201号・環循規発第1905201号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を発出した。当該通知において、第一として広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について、以下のとおりお示ししているので、特に留意いただきたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じたりすることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理がひっ迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また、第二として、排出事業者責任の徹底について記載している。廃プラスチック類の

処理に関しては、令和3年10月末時点の調査においても、処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映ができていないとの声も上がっているところである。

各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけではなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理の状況を勘案し、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導されたい。

さらに、第三として、不法投棄監視強化についてお願いしているが、各都道府県・政令市においては、引き続き、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視に努めていただくとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に御一報頂きたい。

② 廃プラスチックの保管上限の変更に関する省令改正

増加傾向にある廃プラスチック類の受入れ先の確保とその適正保管を両立させるため、優良認定業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とする制度改正を令和元年9月4日付けで公布し、同日施行した（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第5号））。改正内容の詳細については、翌9月5日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（環循規発第19090513号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を発出しており、こちらを参照されたい。

8. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

(1) 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については、平成 28 年 4 月より施行され、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月に施行された。改正政省令等に基づく適切な運用に活用いただくため、環境省ではガイドライン及びリーフレットを作成しており、さらにガイドラインは廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行って、令和 3 年に第 3 版を公表したので御参照いただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度から回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進しており、平成 29 年度からは、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業も促進している。令和 5 年度も医療機関や教育機関等からの回収に関して、問合せ対応や計画策定の助言等を行う窓口を設置するなど回収促進事業を引き続き実施しているので、排出事業者等に御活用いただけるよう周知に御協力いただきたい。

また、令和 2 年末から水銀を使用した製品等の製造や輸出入の制限が開始されたことに伴い、国内で最終処分せざるを得ない廃水銀等が発生することが想定され、環境省としては、廃水銀等処理物の最終処分場が確保されることが重要と認識している。今後、貴管内の廃棄物処理業者で廃水銀等処理物の最終処分場の設置について関心を示している事業者がいれば、積極的に相談にのっていただくようお願いしたい。水銀廃棄物対策について、引き続き、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/101621.html>

- ・水銀廃棄物関係（ガイドライン、マニュアル・リーフレット等）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

（２）石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには、法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

石綿を含む廃棄物に関連する動向としては、令和２年 11 月以降に判明した石綿を含有する家庭用品（バスマット及びコースター等）の廃棄物については、令和３年 1 月 29 日付け「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について（通知）」（基安化発 0129 第 1 号・環循適発第 2101291 号・環循規発第 2101297 号）において処理方法等を示したので、指導等において御参照いただきたい。

また、令和２年に大気汚染防止法が改正され、その中で石綿含有仕上塗材の作業基準が新たに設けられたことに伴って、その廃棄物の取扱い等を検討し、石綿含有仕上塗材の廃棄物が石綿含有廃棄物に区分されることを明確化する等の改定を行って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」を令和３年３月に公表した。

各都道府県・政令市におかれては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成 20 年 5 月 16 日付け「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」（環廃産発第 080516001

号)に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和5年6月時点で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報について排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ウェブサイト「石綿含有廃棄物等関係」

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

(3) 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等を踏まえ、令和5年5月に同マニュアルを一部修正し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月改訂、令和5年5月一部修正）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

(4) 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的

に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。新型コロナウイルス関連の対応としては、令和5年5月8日に感染症法上の第五類感染症に位置づけが変更されるまで、様々な通知・事務連絡の発出やガイドラインの策定、チラシ等による普及啓発を実施してきた。「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」については、令和5年5月8日以降、政府として一律に実践を求めるものではなくなるものの、引き続き活用いただけるよう、令和5年5月1日に当該ガイドラインの取扱いに関する通知を発出した。

新型コロナウイルスについては一定の収束が見られるところであるが、新型インフルエンザ感染症についても引き続き対策が講じられる必要がある。

環境省では、平成21年3月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成23年8月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員（感染性産業廃棄物の処理業者を含む。）、対策実施に携わる公務員が優先的に予防ワクチンの接種を受けられるよう特定接種への登録を行うことができる。特定接種管理システムによって登録事業者の登録申請・変更申請、情報管理がなされており、初めての登録が平成29年度に完了し、平成30年度には、登録事業者を管轄する都道府県・市区町村にその変更申請内容の確認を行っていただいたところ。令和元年11月から新規登録申請、変更申請の受付が再開されたので、引き続き登録内容の確認等をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ 特定接種の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108816.pdf>

- ・ 特定接種管理システム

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

(5) 残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）を含む廃棄物については、これまで、適正処理に関する技術的留意事項を策定し、各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めている。令和5年に開催されたストックホルム条約第11回締約国会議（COP11）において、デクロランプラス、UV-328並びにメトキシクロルが追加されるなど、近年においても規制対象物質の範囲が拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではPOPs含有廃棄物の排出実態の調査や適正処理方法の検討、ガイドラインの作成等に取り組んでいるところである。令和4年9月には「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を策定し、現在、POPsに指定されている臭素系難燃剤を含有する廃棄物の対応の検討を進めている。

引き続き、適正処理に関する指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ POPs 廃棄物に関する技術的留意事項（ガイドライン）

https://www.env.go.jp/recycle/pops/guideline/pops_ryuijiko.html

(6) 廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成25年6月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載

内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について」（環廃産発第1306063号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成29年2月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達の制度的在り方について検討を進めている。

<参考資料>

- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（7）リチウムイオン電池の適正排出について

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物となった際に適切に排出されず、破碎等を行う中間処理施設で衝撃が加わった際に発火し、火災事故等の原因の一つとなっている。リチウムイオン電池の普及に伴い、こうした事故の発生が増加している。

火災事故等の発生防止のため、不要になったリチウムイオン電池及び電池使用製品は、事業場や工場では適切に分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。具体的には、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、「無理に外さない」、「他の廃棄物と混ぜない」、「ぬらさない」、「電池の端子部分を露出させない」ことが重要であり、環境省では、電動工具、充電式家電等の事業活動で使用されることの多い電池使用製品の具体例等を示しつつ、分別して適切に排出していただくよう呼びかけるポス

ター及びチラシを作成したところであり、各都道府県・政令市におかれては、排出事業者への指導等に当たり、これらの広報資料を活用いただきたい。

また、環境省では、令和4年3月に、市区町村におけるリチウム蓄電池等に起因する発煙・発火対策等を整理した「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を取りまとめ、さらに、今年4月に内容をアップデートし、改めて公表した。これは、事業活動に伴って排出されるリチウムイオン電池・電池使用製品の取扱いにおいても参考になるものと考えられることから、併せて活用いただきたい。

<参考資料>

- ・リチウムイオン電池関係

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html

（８）使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分に当たっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われる。太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね15センチメートル以下になるよう破碎等を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあつては、これらに留意することなど、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適切に指導・監督されたい。

なお、これらの詳細については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」（平成30年）を参照されたい。

<参考資料>

- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」（平成30年）
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

（９）クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて

原子炉等規制法等において、放射能濃度が一定の基準を超えないことの確認を受けた物は、放射線による障害の防止のための措置を必要としない物（以下「クリアランス物」という。）とされ、クリアランス物は廃棄物処理法における「放射性物質及びこれによって汚染された物」でないものとなる。クリアランス制度の適正かつ厳格な運用のため、環境省ではそのトレーサビリティを確保することとしており、関係する行政機関との緊密な連携等の観点から、令和3年3月に、政府共通NW/LGWAN 掲示板システムにクリアランス物の情報を掲載したところである。その旨を「クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて」（令和3年3月26日付け環循規発第2103261号環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）により周知したので、御確認の上、必要に応じてシステムを御参照いただきたい。